あきる野市安全・安心まちづくり協議会　次第

日 時　　令和８年２月６日（金）午後２時
会 場　　あきる野市役所５階５０３会議室

１　開　　会

２　挨　　拶

３　委員の紹介

４　議　　事

（１）あきる野市安全・安心まちづくり協議会の会長及び副会長の選出について

（２）あきる野市の犯罪発生状況等について
　　別添資料（五日市警察署、福生警察署）

（３）あきる野市の災害発生状況等について
　　別添資料（秋川消防署）

（４）市の取組について
　　【資料１】・・・地域防災課地域安全係
　　【資料２】・・・教育総務課学務係
　　【資料３】・・・子ども政策課子ども政策係

５　そ の 他

６　閉　　会

警視庁防犯アプリ
デジポリスで詐欺電話をブロック



警察庁特別防犯支援官
山崎怜奈

国際電話番号ブロックシステム
新搭載!

警察が把握した犯行利用電話番号もブロック!!

iOS版

Android版

警視庁防犯アプリ
「デジポリス」は無料!
ダウンロードはこちら
※ご利用の際には別途通信料が発生します。

街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION
けいしちょう

無料防犯アプリデジポリスに 国際電話番号をブロックする 新機能を搭載!

※本機能は通信キャリアや端末により利用できない場合があります。

STOP 詐欺被害
警視庁防犯アプリ
デジポリス



国際電話番号から携帯電話にかかってくるサギ電話が増加!

警察を名乗り、ウソの事件にかかわっていると不安をあおって、
SNSやビデオ通話に誘導し、お金を振り込むように要求します。

「サギ電話に出ないこと」が一番の対策

サギ電話をブロックする有効なツールが
警視庁防犯アプリデジポリス

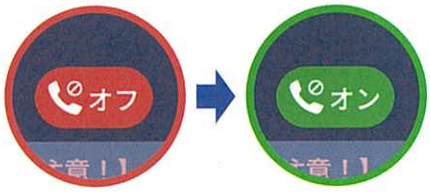


POLICE 警視庁 Digi Police

「機能を有効にするには事前設定が必要です」



1. まずは**デジポリス**を**インストール!**
2. アプリを起動して、左の図のアイコンを**タップ!**
3. ガイダンスに従い設定※。
 ※iOSとAndroidではガイダンス・設定画面が異なります。
4. 「**オン**」になったら**設定完了!**



国際電話番号や警察が把握した犯行利用電話番号をブロックします!

アプリのインストールはこちらから!

iOS版　Android版

iOSとAndroidでは仕様によりブロック機能に差異があります。詳しくは**デジポリス**内のガイダンス・設定画面をご確認後にご使用ください!



街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION
けいしちょう



リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

秋川消防署からのお知らせ

あきる野市において住宅火災が発生しました！

地域の皆様は火の取り扱いに十分注意してください。

焼却行為 野焼き



焼却行為、野焼きは原則禁止です！

焚火をする場合は周囲への燃え移りに十分注意してください！

- ☑ 廃棄物を燃やす行為は「原則禁止」です。
- ☑ 例外となる焼却行為（どんど焼き、キャンプファイヤー等）についても周囲に十分配慮をして実施してください。
- ☑ 風の強い日や乾燥している日は焚火をしない

たばこ

毎年、死者発生原因第1位！



- ☑ 寝たばこは絶対にしない
- ☑ 飲酒→喫煙→うたた寝に注意
- ☑ 寝たばこ火災による一酸化炭素中毒に注意
- ☑ 吸殻を灰皿にためず、水で完全に消してから捨てる
- ☑ 火種を落とさないよう安全な場所で喫煙する

ストーブ

冬に急増！電気ストーブも要注意！



- ☑洗濯物は乾かさない
- ☑周囲に燃えやすいものを置かない
- ☑給油は必ず消してから
- ☑外出時や就寝時は必ず消す！

コード

電気コードにも火災の危険が潜在します！



- ☑ 使っていないプラグは抜いておく
- ☑ プラグ、コンセントは定期的に 掃除する
- ☑ 決められた容量内で使用する
- ☑ 家具などの下敷き、折れ曲がりに注意する

鳴りますか？住宅用火災警報器 交換目安は１０年です！



住宅用火災警報器は火災を早期発見し、あなたと家族の大切な命を守るものです。

- ○ 設置場所は全ての居室・台所・階段です
- ○ 性能維持のため、ほこりなどを掃除しましょう
- ○ ボタンを押すか、ひもを引いて定期的な点検をしましょう
- ○ 設置年月や製造年、取扱説明書等により本体の交換時期を確認しましょう

秋川消防署　電話：042（595）0119

秋川地区災害防止協会



STOP！

STOP！住宅防火シリーズ⑦　火災から大切な命を守ろう

リチウムイオン電池関連火災

近年、急増！取扱いに要注意

リチウムイオン電池関連火災とは、リチウムイオン電池を搭載した製品（差込みプラグ及び器具コードを除く）から出火した火災のことをいいます。

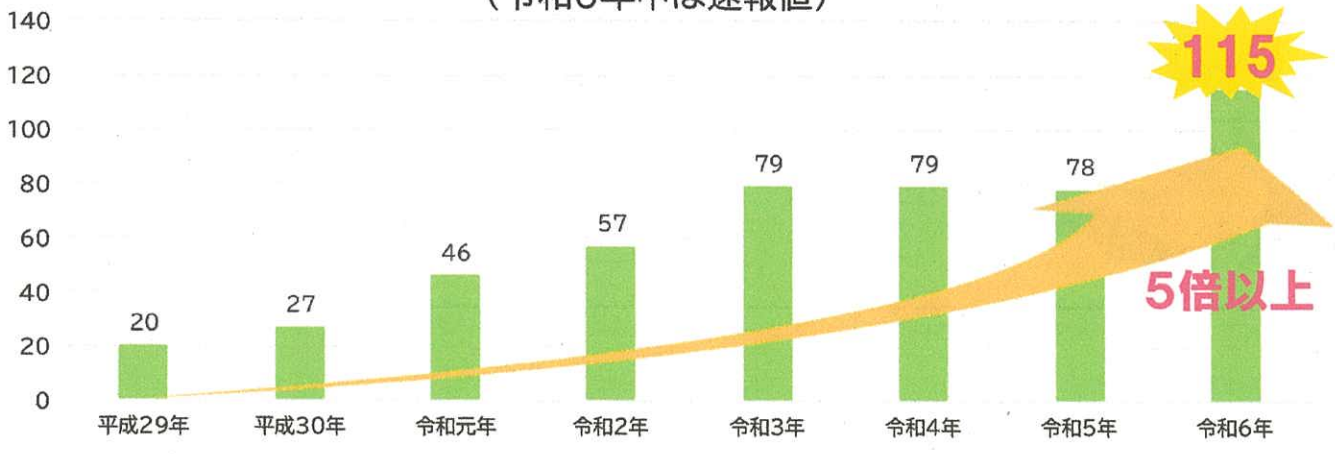


動画はこちら

■　リチウムイオン電池に起因する火災が、近年急増しています。令和6年中は、115件発生し、過去最多となっています。

■　取扱い方法をよく確認し、異常を感じた場合は、すぐに使用を中止しましょう。

住宅火災におけるリチウムイオン電池関連火災件数
（令和6年中は速報値）



東京消防庁

万が一火災が発生したら

① 火花や煙が激しく噴出している場合は、<u>近寄らない</u>

② 火花や煙の勢いが収まったら、<u>大量の水</u>や消火器で消火する

③ 大量の水で温度を十分に下げ、安全に配意し、<u>水没させる</u>



Point 1
大量の水をかける



Point 2
水没させる



素手で触るのは
やめよう！



119番通報は
安全な場所から
通報しよう！

誤った廃棄方法でも火災が・・・！

住宅の中だけではなく、誤った廃棄方法によるごみ処理中の火災も急増しています。不要品を処分する際は製品の取扱い説明書をよく確認した　上で、お住まいの自治体の廃棄方法に従い廃棄してください。



可燃ごみ回収中に、ごみ袋から煙！！



ごみ袋からバッテリーが！？

問　合　せ　先

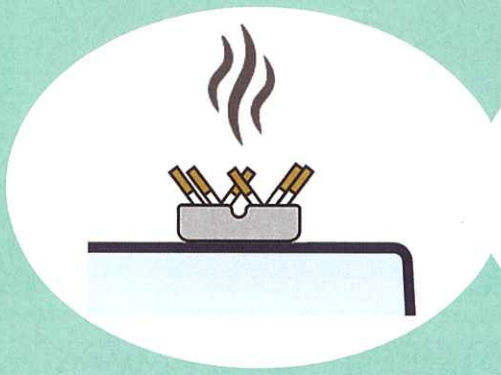
東京消防庁 防災部 防災安全課　電話番号 03－3212－2111　内線4196

※　本リーフレットにおける火災統計は、東京消防庁管内の数値を集計しています。

令和７年１２月発行

住まいの防火防災診断

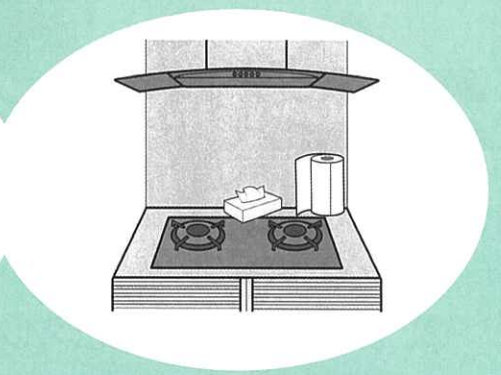
こんなことはありませんか？ ☑チェックしてみよう！



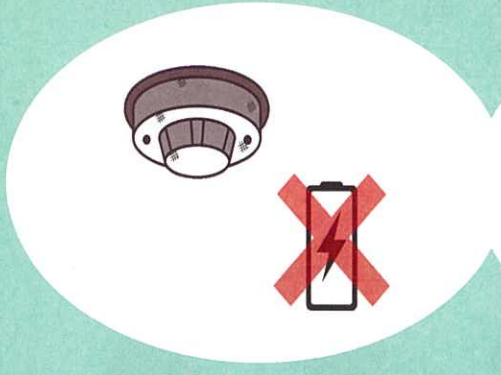
☐ 灰皿に吸殻をためる



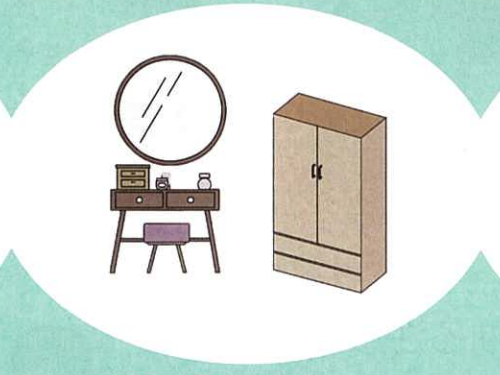
☐ ストーブの近くにものを置く



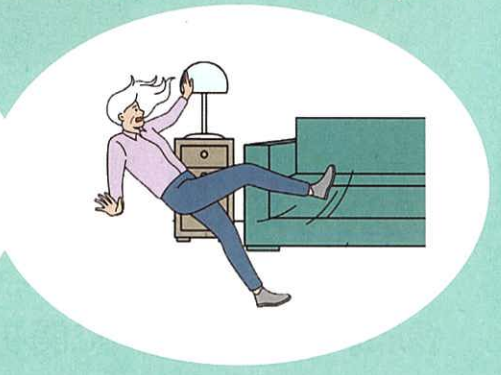
☐ こんろの近くに燃えやすいものを置く



☐ 住宅用火災警報器の電池が切れている



☐ 家具類が固定されていない



☐ 滑りやすい床がある

これらには火災、事故などの危険があります！

消防職員によるチェックを受けてみませんか？

住まいの防火防災診断では、自宅を訪問し、
火災、地震、日常生活事故の危険について、対策をご提案します。



《診断をご希望の方》

最寄りの消防署にお電話いただくか、
このリーフレットにチェックを入れ
消防署にご持参ください。

☐ 住まいの防火防災診断を希望する

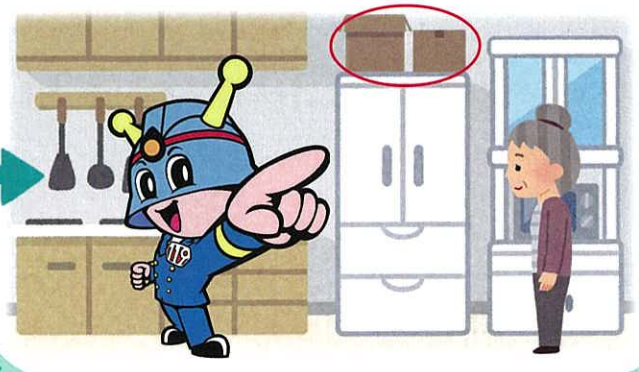
東京消防庁

住まいの防火防災診断とは

① 訪問時、皆様へご挨拶を行い、診断についての流れを説明します。



② 診断とアドバイスを行います。



③ 診断の結果をお伝えします。



●対　　象：高齢者、障害者の方など
●所要時間：約30分
●費　　用：無　料
※ご家族やケアマネジャーなど、**支援者の方と一緒に受けることも可能です。**

《訪問時の消防職員に関する注意事項》
※1　消火器などの物品、サービス等を販売することはありません。
※2　**職員証**を携行し、右の服装で訪問します。



自分で住まいの安全チェック



YouTube　東京消防庁公式チャンネル
動画「高齢者や障害者の住宅での火災、地震、日常生活事故の危険性とその対策」をご活用ください。

お問い合わせは、最寄りの消防署へどうぞ

（令和７年１０月　東京消防庁防災部防災安全課作成）

このリーフレットは、目の不自由な方などへ情報提供できるよう、視覚障害者用音声コードと、音声コードの位置認識のための切込みを入れています。専用の読み取り機によりコードの読み取りをすると、リーフレットの内容が音声で読み上げられます。
専用読み取り機の給付などについては、区市町村の障害福祉担当課へお問合せください。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

【資料１】

安全・安心に関する市の取組　（地域防災課　地域安全係）

【防犯対策】

１　防犯カメラの設置

（１）駅周辺の駐輪場などへの設置（１８箇所）

東秋留駅	北口第１駐輪場、北口第２駐輪場
	南口第１駐輪場、南口第２駐輪場
秋川駅	北口東側駐輪場、北口西側駐輪場
	北口ロータリー、南口第１駐輪場
武蔵引田駅駐輪場	
武蔵増戸駅	駅前ロータリー、武蔵増戸駅駐輪場
武蔵五日市駅	駅前ロータリー、駅高架下駐輪場、権太坂駐輪場
山田交差点（伊奈ハイツ敷地）	
秋留野広場前〔２箇所〕	
秋川体育館西側入口前	

※留原交差点南側に１台設置予定（都立小峰ビジターセンター敷地内）

（２）警察署へ記録媒体の提供

年　度	件数	年　度	件数	年　度	件数
平成２３年度	7	平成２８年度	5	令和　３　年度	7
平成２４年度	5	平成２９年度	9	令和　４　年度	9
平成２５年度	１３	平成３０年度	１０	令和　５　年度	9
平成２６年度	2	令和　元　年度	１３	令和　６　年度	１２
平成２７年度	1	令和　２　年度	１２	令８年１月末現在	１３

※捜査案件の詳細は不明

２　不審者・犯罪情報等の発信

（１）五日市・福生署管内の防犯協会役員、発生場所付近の町内会長･自治会長へファックス等で情報提供

（２）特殊詐欺に関わる情報及び強盗被害対策などを市メール配信サービスによる周知

※登録者数（防犯情報）　１４，２２６人（令和８年１月末現在）

3　青色回転灯装備防犯パトロール車（青パト）によるパトロール

登録車両４台

・地域防災課；不審者、特殊詐欺対策

・教育委員会；通学路パトロール

・都市政策課；公園パトロール

・環境政策課；熊対策

4　防犯パトロール活動に対する支援

（１）町内会・自治会、ＰＴＡ、ボランティア団体など、自主的に防犯パトロールを行う団体に対し、防犯パトロール用ベストや腕章を支給。

（２）わんわんパトロール事業

市内在住の方が、飼い犬と散歩しながら防犯パトロールを行うことで、地域の安全・安心なまちづくりに繋げることを目的に事業を実施。

令和８年１月末現在　登録者数　９２７人

今年度登録者１８０人（集団接種１２２人、産業祭４６人、窓口受付１２人）

5　防犯啓発看板及び横断幕の設置

不審者情報があった周辺に「不審者注意」などの看板を随時設置。

毎年５月、１０月に防犯対策のＰＲ及び意識啓発を目的に西東京バス五日市営業所フェンスに横断幕を設置。

6　防災行政無線による注意喚起

・子どもの見守り放送

・警察署から依頼があった場合　※主に特殊詐欺関係（状況により放送）

7　防犯機器等購入費補助金交付事業　（別添チラシ）

昨今、闇バイトが関係する強盗事件等が発生していることから、緊急対策として、侵入盗被害防止に向けて住宅へ防犯機器等を設置する市民に対し、その経費の一部を東京都の補助金を活用し補助。

・申請期間；令和７年６月２日から令和８年２月２７日迄（予算の範囲内）

・補 助 額；購入金額の２分の１（上限２万円）

・申請者数；７４８人（令和８年１月末現在）

・主な購入機器；防犯カメラ、カメラ付きインターホン、センサーライト、鍵、防犯用フィルム、防犯用砂利など

8　自動通話録音機の貸与事業

市内在住の６５歳以上の高齢者を対象

年　度	台 数	年　度	台 数
平成２７～２８年度	１４０	令和 ３ 年度	３３９
平成２９年度	１５０	令和 ４ 年度	２３９
平成３０年度	２６４	令和 ５ 年度	３１４
令和 元 年度	２７０	令和 ６ 年度	１４３
令和 ２ 年度	５６９	令和8年1月末現在	９６

9　注意喚起チラシの配布等による啓発活動

産業祭、夏まつりなどの市民が集まる機会を活用し、警察署、防犯協会と連携した注意喚起。

【交通安全対策】

1　通学路等における児童等の安全確保対策

警察署、教育総務課、建設課、地域防災課で合同安全点検を実施。

（福生警察署管内１回／３か月、五日市警察署管内１回／年）

2　『７歳児』の交通安全啓発

年齢別歩行中死傷者数の構成率では７歳が突出していることから、市内保育園・幼稚園の年長クラス（５歳児）の保護者に対して、３月頃に啓発チラシを配布。

3　中学生の交通安全教育

スタントマンによる交通安全教室を警察署の協力を得て実施。

市内公立中学校で３年に１度受講できるよう、毎年２校ずつ開催。

年　度	学校名	年　度	学校名
平成２８年度	秋多・東中学校	令和 ３ 年度	五日市・増戸中学校
平成２９年度	西・御堂中学校	令和 ４ 年度	秋多・東中学校
平成３０年度	五日市・増戸中学校	令和 ５ 年度	西・御堂中学校
令和 元 年度	秋多・東中学校	令和 ６ 年度	五日市・増戸中学校
令和 ２ 年度	コロナにより未実施	令和 ７ 年度	秋多・東中学校

※令和８年度は西・御堂中学校で実施予定。

４　交通安全啓発看板設置

歩行者などの安全確保のため、信号機のない横断歩道、見通しの悪い交差点及び速度超過車両への注意喚起など看板を設置。

５　自転車用ヘルメット助成事業　　※事業終了

自転車利用時のヘルメット着用普及促進及び自転車事故被害の軽減を図るため、自転車用ヘルメットの購入費用の一部補助を実施。

・令和５年度　１，００９人

・令和６年度　１，２２６人

【その他】

青色回転灯装備防犯パトロール車による広報活動

交通安全対策及び防犯対策として、定期的の呼びかけに活用。

〔参考〕

防災行政無線確認ダイヤル

防災行政無線の内容を確認したい場合、電話で聞くことができるサービス

・フリーダイヤル　０１２０－５５８－５４０

市内の固定電話から利用可能。

・有料ダイヤル　　０４２－５５８－７７７７

携帯電話など、その他の電話からは有料ダイヤルで利用可能。

※放送の２４時間後まで聞く事が可能。

※定期的に放送しているものは除く（夕方のチャイム、下校時放送など）。

あきる野市　【令和7年度】

防犯機器等購入費補助金交付事業



侵入強盗・窃盗被害防止のため、ご自宅に設置する防犯カメラなど防犯機器等の

購入費を一部補助します!!

1　対象者

・市内に住所があり、同様の補助金を受けてない方
・新たに防犯機器等を令和７年４月１日～令和８年２月２７日の間で、購入及び設置をした方
・購入時の領収書があること。（申請者名、店名、品目及び金額の記載があること）
・誓約書を提出すること。（様式に決まりがあり、窓口にあります）
・補助金の振込口座があること。

2　補助金額等

・防犯機器等を購入した金額の２分の１で、２万円が限度です。（千円未満切捨て）
※購入金額のうちポイントなどで支払った分は、補助金の対象になりません。
・申請は１世帯につき１回限り（複数の購入品等をまとめて申請できます）

補助対象になるもの	補助対象にならないもの
・下記に対象品として示す侵入盗被害防止に有用な防犯機器等で新たに購入するもの ・上記に係わる専門業者が行う設置費（設置の際に発生する交換も含む） 【対象品】 防犯カメラ、カメラ付インターフォン、防犯フィルム、人感センサーライト、人感センサーアラーム、鍵（補助鍵等）、サムターンカバー(内鍵カバー)、面格子、ロックカバー(鍵穴カバー)、防犯砂利、ダミーカメラ、雨戸、シャッター、ガードプレート、ガラス破壊センサー、カム送り防止具、防犯ガラス	・機器等購入に係る配送料 ・既存機器等の撤去費、移設費、リサイクル料、廃棄手数料 ・リース料、警備委託料、通信費、電気代 ・譲受品、個人間での購入品（フリマアプリを含む） ・防犯ブザーなどの携行品や道具類 ・専門業者以外が行った設置や交換の施工費用 ・領収書が発行されない購入 ・申請者の住居に設置されない機器等 ・その他左記に記載が無い防犯機器等

※防犯カメラ、防犯フィルム、防犯砂利、防犯ガラスは、商品説明等に「防犯」 等の記載があるものが対象です

※断熱防犯窓は、東京都の「既存住宅における省エネ改修促進事業」の補助対象にならないものが対象です

３　申請期間

令和７年６月２日（月）～令和８年２月２７日（金）まで（予算の範囲内）

・窓　口　（１）本庁舎４階　　地域防災課地域安全係
（２）五日市出張所　市民総合窓口係
※（１）及び（２）の受付時間は、午前8時30分から午後５時15分まで（土曜日・日曜日、祝日及び年末年始除く）

・郵　送　令和８年２月２７日（金）当日消印有効

４　申請、請求及び振込方法

（１）あきる野市防犯機器等購入費補助金交付申請書（様式第１号）に領収書、誓約書及び申請者の公的身分証明書の写しを添付し、受付窓口に持参又は郵送により提出してください。（領収書は返却しないため、必要の方はコピー等をしておいてください）

※　申請書、誓約書、請求書は、申込窓口のほか、市のホームページからダウンロード可能

（２）申請者以外（代理人）が申請をする場合、申請者からの委任状、代理人の公的身分証明書等を窓口へ持参してください。

（３）申請書の内容を審査し、補助金交付の可否を決定します。

（４）あきる野市防犯機器等購入補助金交付決定通知書(様式第2号)、又は防犯機器等購入補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知します。

（５）交付決定した時は、申請者が指定した口座へ振込みます。

５　請求等の提出について

申請者の負担軽減を考慮し、申請書提出時に申請者名の請求書「あきる野市防犯機器等購入補助金請求書（様式第４号）」及び申請名義の通帳又はキャッシュカードの写しを添付し、提出してください。

※　不交付の時は不交付決定通知書とともに返却します。

６　振込時期

交付決定通知後、概ね申込みの翌々月末までに指定された口座に振込みます。

【提出するもの】以下６点

①申請書　・・・　窓口にあります
②領収書の原本（申請者名、店名、品目及び金額の記載あり）
③誓約書　・・・　窓口にあります
④公的身分証明書の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）
⑤請求書　・・・　窓口にあります
⑥振込先口座の通帳の写し（申請者名義）

※　①、③、⑤、委任状は市のホームページからでもダウンロードできます。

◎　申請者氏名、領収書の宛名、誓約書の署名、請求者名、振込口座名義は、全て同じ氏名で申請してください！

お問合せ先：地域防災課　地域安全係
☎042－558－1111（内線2341）

【資料２】

子どもの安全対策の取組について（教育総務課）

学校や通学路における事件・事故が大きな問題となっている近年の状況を踏まえ、子どもたちが安心して教育を受けられるよう、学校や通学路における子どもの安全確保を目的として、地域住民等の参画により、地域の実情に応じた見守り活動等を行っています。

１　登下校の見守り

（１）　学校安全ボランティア等によるもの

町内会・自治会等を中心とした学校安全ボランティアにより実施

（学校安全ボランティア登録者数：９６３人（令和８年１月１３日現在）

（２）　ＰＴＡ等によるもの

各学校において、ＰＴＡや地域の子ども会等により登校時を中心に実施

２　スクールガード・リーダーによる巡回

３人のスクールガード・リーダー（警察官ＯＢ）による、通学路の巡回及び学校安全ボランティアへの指導・助言

巡回区域は、次の学校区とし、１校に付き月１回巡回。巡回状況については、学校へ報告

・東秋留小学校、西秋留小学校、南秋留小学校、一の谷小学校
・多西小学校、草花小学校、屋城小学校、前田小学校
・増戸小学校、五日市小学校

３　防犯パトロール

（１）　市職員により実施

ア　通年実施のもの

登校・下校時間帯に１週ずつ交互に実施。青色回転灯付車両を活用

（今年度４８回実施予定　令和８年１月１３日現在）

時間　　登校時　７時３０分から８時３０分まで
　　下校時　１４時３０分から１５時３０分まで

主な巡回場所　登校時　小・中学校周辺、草花いずみ通り、草花通り等
　　下校時　小・中学校周辺、東中東側農道、網代地区夕日橋付近等

イ　学期の始めに実施するもの

各学期始めの１０日間程度、東地区、西地区を交互に、低学年の下校時間帯に実施

（今年度３６回実施　令和８年１月１３日現在）

（２）　町内会・自治会等を中心とした見守り隊により実施（学校安全ボランティア）

４　登下校の安全確保のための取組

（１）　通学路点検

教員等により、通学路の安全点検を実施。点検結果は、学期毎に教育委員会へ報告

（２）　市内道路合同安全点検

学校から危険性が指摘された箇所については、教育委員会、市の道路管理所管部署、交通安全所管部署及び警察署と合同で現場確認、周辺状況の点検を実施

合同点検の結果により、危険性が指摘された箇所については、担当部署にて対応を検討し、安全対策を実施

（３）　防犯カメラの設置

登下校時の見守りを補完するため、市内５０箇所（小学校１校に付き５台）に防犯カメラを設置

（４）　交通安全推進員の配置

小学校の登下校時間に、子どもの通学案内を行う交通安全推進員を配置（３２箇所）

５　児童による防災行政無線を使用した下校時の見守り放送

交通事故の未然防止や不審者への抑止力向上を図るための取り組みとして、防災行政無線を使用した見守り放送を実施

地域の皆さんに安全を見守っていただくよう子ども（小学校の代表児童）の声による放送を実施

【令和７年度代表児童選出学校】

前田小学校、増戸小学校、五日市小学校、東秋留小学校、多西小学校

※次年度以降も市内、市立小学校１０校が輪番制で順次実施予定

６　安全講習会

教育委員会、スクールガード・リーダー、学校及び学校安全ボランティア等と学校安全に関する情報共有を図る

学校安全に関する基本知識・技能を習得するため、有識者を講師とした講習会を実施

【令和７年度実施内容】

「学校における安全対策～立川市の不法侵入事件から学ぶ」

令和７年８月２９日実施、３７人出席

講師　日本こどもの安全教育総合研究所　理事長　宮田美恵子氏

【資料３】

「子どもの危機管理」における取組体制について

○子どもの危機管理における取組体制について

市では、地域の宝である子どもを主役に据えたまちづくりを推進していくに当たり、地域社会全体で子どもを守り、育てるための取組が必要不可欠であると考えております。

このため、子どもの安全・安心を確保するため、関係機関と連携を図り、情報を共有することなどにより、子どもを犯罪などから守るための取組を行う体制を構築しております。子どもを取り巻く危機に関する情報の収集や発信、対策等の中心的な役割について、こども家庭部長が「子どもの危機管理官」として担い、こども政策課をはじめ、指導担当課長や地域防災課長、健康課長などの関係各課による「子どもの危機管理会議」を設置しております。

会議の構成員となっている関係各課の職員は、学校や警察などそれぞれの所管に係る関係団体の皆様から不審者の情報などを得た場合には、危機管理官に報告することとしております。報告を受けた危機管理官は、必要に応じて関係機関に情報提供を行い、子どもの危機に対する取組に努めます。

関係各課との情報共有、関係団体への情報提供

